

意見書

平成21年 7月31日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう ばん ごう
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
名称及び にしにっぽんでんしん でん わかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち
大竹 伸一
連絡先

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

情報通信市場では、IP化の進展により、県内／県間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスが続々と提供されるとともに、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展しています。NTTグループ以外の他事業者は、現に一社で固定・携帯事業を提供しており、更には固定・携帯サービスを同一のネットワークに載せる計画を公表する等、更なる融合化を進めようとしています。このように、情報通信市場を取り巻く環境は、指定電気通信設備制度が導入されたり、NTTグループに係る累次の公正競争要件が設定された当時と比べると大きく変わっています。

指定電気通信設備制度が導入されたり、NTTグループに係る累次の公正競争要件が設定された当時は、新規参入事業者が当社と同等のメタル回線やPSTN網を自ら構築し、市場に参入することは実質的に不可能であったため、当社の設備を開放し、接続条件を整備することが、競争を促進するための唯一の方法でしたが、IPブロードバンド時代においては、既存事業者も新規参入事業者も同じスタートラインからインフラ整備や技術開発に取り組んでおり、現に光ブロードバンドサービスでは、当社、電力系事業者殿、CATV事業者殿との間で健全な競争が進んでおり、また、WiMAX等の新たな技術を用いた高速無線アクセスサービスも本格的に提供開始される等、各事業者の創意工夫や努力によりIPブロードバンド市場が発展してきているところです。

このような環境下において、なお、従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき「設備競争」は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできません。

これから本格的にIPブロードバンドサービスや固定・携帯の融合サービスが展開されようとしている時期であるからこそ、ここは従来の発想を転換して、新時代にふさわしい競争政策(あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づく事前規制をかけず、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策)に思い切って舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。

したがって、競争セーフガード制度の運用にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行って頂き、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備して頂きたいと考えます。

また、事業者間の取引関係が双方向的になっている中、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされたことで、今年度以降、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定める必要がある一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、接続事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」の懸念が生じています。お客様の利便性確保を図りつつ、双方向の関係にある事業者間取引のバランスを確保する観点から、接続料低廉化インセンティブが働きにくい接続事業者が不当に高い接続料を設定しないようにするための措置について検討して頂きたいと考えます。

検証項目		意見
<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>【次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網について】</p> <p>・当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>①他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。→別添1</p> <p>②現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。 ブロードバンドサービスについて、FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで51.9%(平成21年3月末)に止まり、30府県中14府県で当社シェアが50%を下回り、うち3県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井のCATV事業者殿のシェアは、59%、55%、50%と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にある。→別添2</p> <p>③地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はなかった。</p> <p>④ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、O50 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは30%程度(平成21年3月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば6%程度(同上)に過ぎない状況にある。→別添3</p> <p>⑤アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。</p>

検証項目		意見
<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ、WDM装置、イーサネットスイッチ等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。 ①当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置することが可能である等、参入機会の均等性が確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。 ②現に、他事業者は局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供している。 ③光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタについては平成13年より、メディアコンバータについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はなかった。 ④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。 ・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置されたメディアコンバータ及び中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定して頂きたいと考えます。 ・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

検証項目		意見
<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>【加入光ファイバ及びFTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。 ・しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。 <p>現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去7年間で契約数を1.6倍の2,986万世帯(平成20年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。→別添4 別添5</p> <p>したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討して頂きたいと考えます。 <p>更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討して頂きたいと考えます。</p>

検証項目		意見
<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>・現在、情報通信審議会において検討されている「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書案において、「当社の設置する戸建て向け屋内配線は第一種指定電気通信設備に該当すると整理することが適当」とされていますが、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであることから、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備に該当すると整理することは適当でないと考えます。</p>

検証項目		意見
<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ア 指定要件に関する検証</p> <p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>【現行の指定方法の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、今から花開こうとしているブロードバンド通信市場でのインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると思います。 ・したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。

検証項目		意見
<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p>	<p>・当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂く等の対応を行って頂きたいと考えます。</p>

検証項目		意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで8年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。 ・中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。

検証項目		意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、「固定－固定」間の通信においては、事業者間の協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、IP電話サービスに係る機能(閉門交換機接続ルーティング伝送機能)の接続料が設定されたことから、今年度以降、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定める必要がある一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、接続事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」の懸念が生じています。 ・この点、当社は、接続料は規制されていても、利用者料金は必ずしも規制されていないため、不当に高額な接続料を設定する他事業者向けの利用者料金をその分高額にすることで対抗することも可能ですが、お客様の利便性を確保する観点から、接続料が不当に高額である場合に、その分を利用者料金に安易に転嫁することにより解決を図ることは適当でないと考えます。 ・したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、当該機能をアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えますが、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、総務省殿において、全ての事業者の接続料を対象に、その適正性を検証し、不当に高額な接続料が設定されている場合は、それを是正する仕組みを設けて頂きたいと考えます。

検証項目		意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>・光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで7・8年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</p>

検証項目		意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証 ア 指定要件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話事業者殿は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、移動通信市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,000万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっています。 ・したがって、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用可否を違えるべきでないと考えます。

検証項目		意見
1 指定電気通信設備制度に関する検証	<p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証</p> <p>イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、これまでも事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守しており、他事業者からの指摘等によりお客様の誤解を生じかねない事象が確認された場合等には、随時、社内指導を行うなど、適切な事業活動を行ってきたところです。また、昨年度、本社に広告物を審査する組織を設置する等、お客様にわかりやすい適正な広告物の提供に努めているところです。 ・禁止行為規制等に関する検証に関しては、昨年度においても、他事業者から提出された意見は、根拠不十分なものや単なる推測に基づいており、とりわけ所要の措置を要請する事項に係る事例については、具体的な公正競争上の問題はないと考えます。 ・それにも係らず、当社に措置を要請することは、当社の事業展開における法的予測可能性を低下させ、事業者として本来正当な事業活動まで萎縮させるとともに、あたかも当社が不法行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、企業イメージを損なうことにもなりかねないなど、問題であると考えます。 ・従って、根拠が明確である指摘に限定して検証を実施し、検証を通じて「公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないことが認められる場合」にのみ措置を要請するなど、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に沿った適切な制度運用が必要であると考えます。

検証項目

意見

(1) 検証の対象

【NTTグループに係る累次の公正競争要件の見直し】

- ・電気通信市場は、ドコモ分社やNTT再編成（地域・長距離分離）時とその様相を一変させ、NTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社で提供しており、更に自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間での通話料無料サービスを提供しているところです。
- ・また、競争事業者のお客様が、固定／移動の融合サービス等の利便性を享受できる一方、当社のお客様だけが利便性を享受できないということになれば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれることとなります。
- ・従って、NTTグループに係る累次の公正競争要件のうち、既にその役割を終えているものについては、速やかに見直しを行う必要があると考えます。

【活用業務制度】





- ・当社は、これまで活用業務制度を利用して、IP化等の技術革新に対応し、お客様ニーズに即したサービスの提供や通信料金の低廉化など、ユーザ利便の向上に努めてきたところであります。
- ・これからも、お客様ニーズの高度化・多様化に迅速・的確にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくためにも、更には多様な競争の創出による市場の活性化の観点からも、これまで以上に活用業務制度を迅速かつ柔軟に運用して頂きたいと考えます。

【固定電話と携帯電話の無料通話について】

・現在、固定電話市場においては、自社又は自社グループの携帯電話との無料通話を梃子に固定電話ユーザの獲得を目指し、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスが登場していますが、ある携帯電話事業者殿の公式ホームページにおいて、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができる。」と記載されている等、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料で補填されている懸念があることから、当該携帯電話事業者殿グループ内等における接続料の取引実態等を検証して頂きたいと考えます。 →別添6

【別添1】当社の線路敷設基盤、アクセス回線、ネットワークは十分にオープン化

- 電柱・管路等の線路敷設基盤、アクセス回線、NGN等のネットワークは十分にオープン化されており、他事業者は当社が提供する素材を自由に組み合わせて、自前IPネットワークを構築可能

		NTT西/東	電力系・CATV事業者 KDDI(東電エリア・CTC)	KDDI(札幌エリア) SBB等DSL事業者	【想定】 CATV事業者等
接続形態	ネットワーク	NTT西/東 NGN等	自前 IPネットワーク	自前 IPネットワーク NTT西/東ビルに コロケーション	NTT西/東 NGN等
	アクセス	光ファイバ (ダーク・シェアト) メタル回線 (ドライカッパ等) 	自前光ファイバ 自前同軸 	光ファイバ (ダーク・シェアト) メタル回線 (ドライカッパ等) 	自前光ファイバ 自前同軸 
契約数 (NTT西/東計)		FTTH: 1,009万契約 ADSL: 433万契約	FTTH: 366万契約 CATV: 402万契約		0契約
ADSL: 763万契約					
NTT西/東が 提供する素材		-	線路敷設基盤 (電柱・管路等)	光ファイバ(加入ダークファイバ) メタル回線(ドライカッパ等) 局舎コロケーション	NGN等の 收容局接続機能
貸出実績 (NTT西/東計)		-	電柱 : 365万本 管路等 : 4,165km	加入ダークファイバ : 42万芯 ドライカッパ等 : 1,125万契約 局舎コロケーション : 8.1万架	平成13年からアンバンドル しているが、利用実績は皆無

契約数 : 総務省公表値及び当社調べ H20.9月末時点

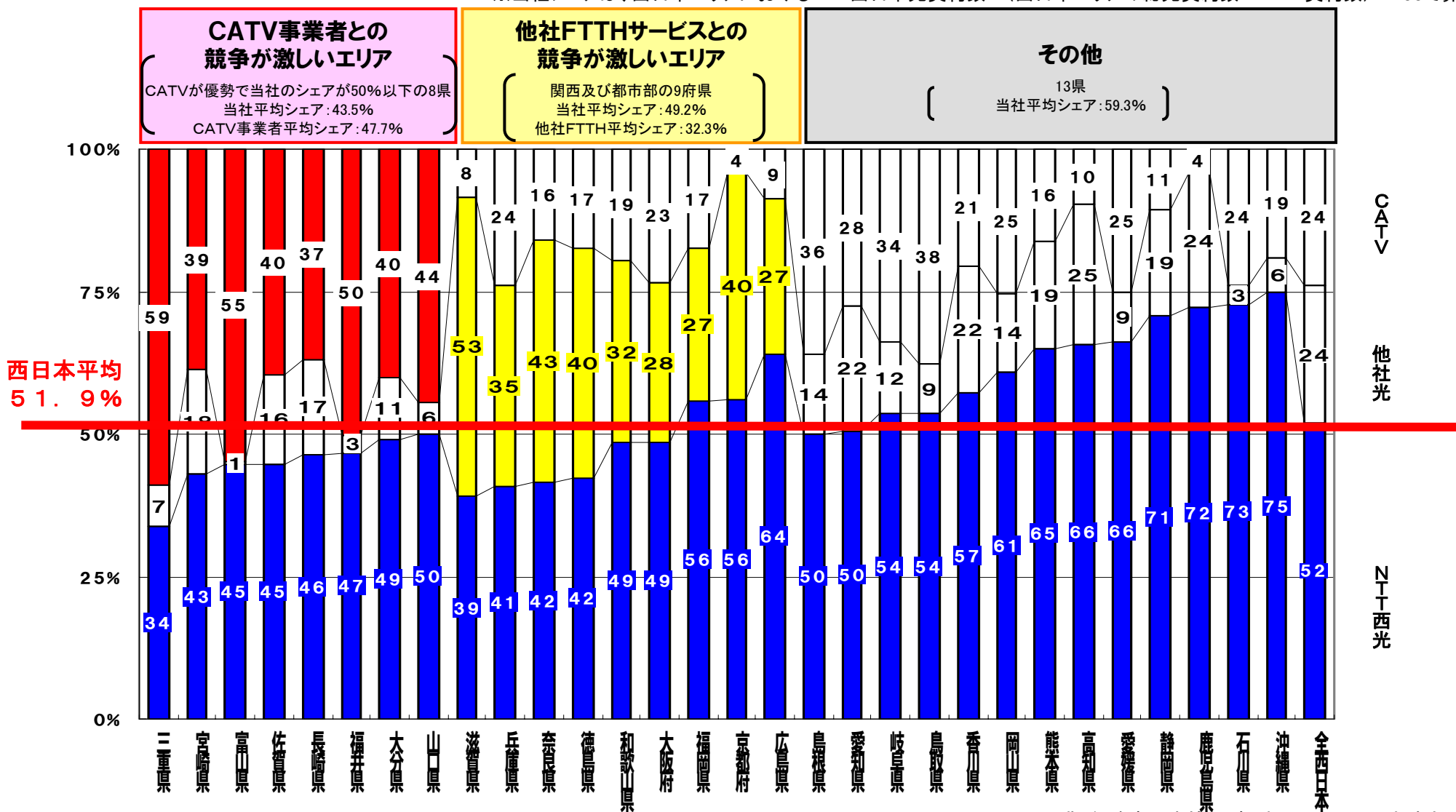
貸出実績 : 当社調べ H20.12月末時点(局舎コロケーションのみH20.3月末時点)

【別添2】超高速ブロードバンドサービス市場（FTTH、CATV）のシェア（西日本）

30府県中14府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。

- 8県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開（そのうち3県はCATV事業者が当社を上回る）
- 9府県にて電力系事業者と熾烈な競争が展開

※当社シェアは、西日本エリアにおけるNTT西日本光契約数÷（西日本エリアの総光契約数+CATV契約数）×100で算出



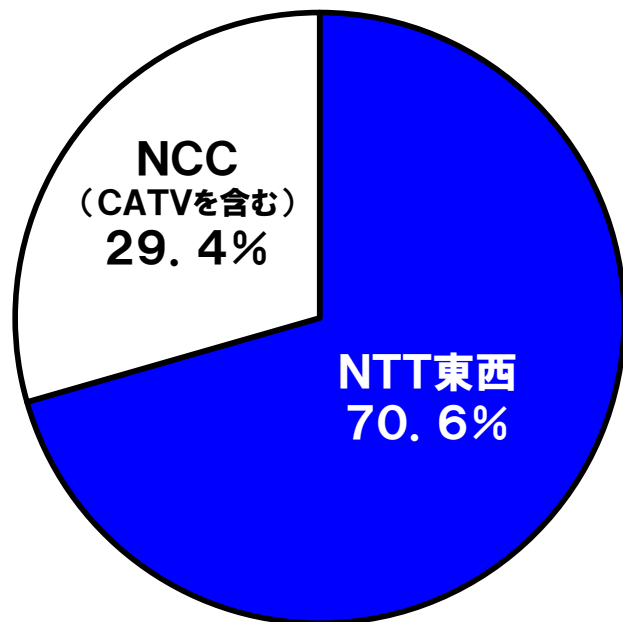
(出典:総務省公表値及び当社調べ H21.3末時点)

【別添3】 I P電話市場の競争状況

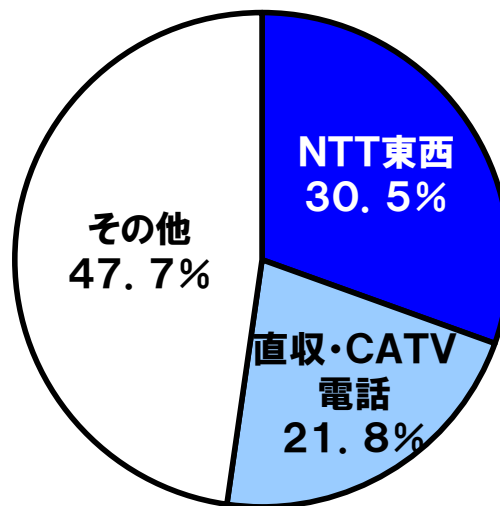
市場を広く捉えると、当社のひかり電話は、市場支配的であるとは言えない。

- 050 IP電話・直収・CATV電話を合わせると、30.5%
- 050 IP電話・直収・CATV電話・携帯電話・PHSを含めると、5.7%

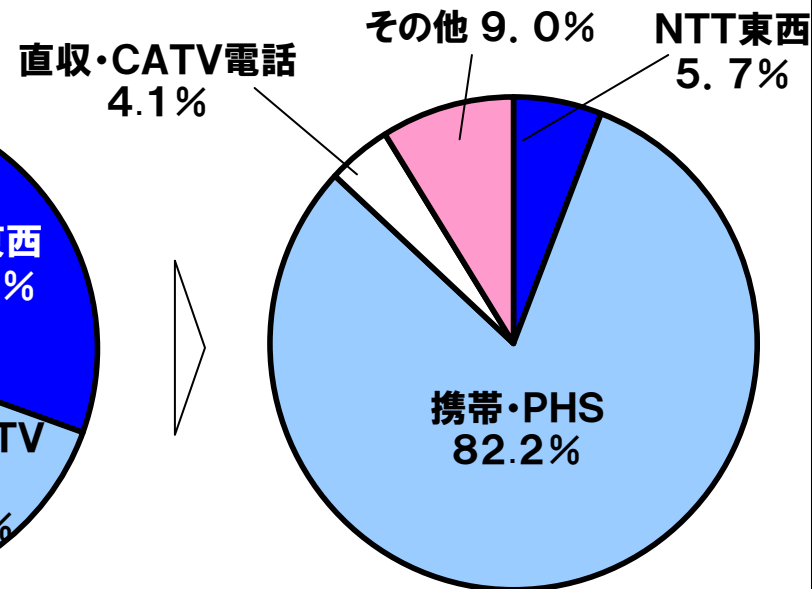
OABJ IP電話



OABJ IP電話+050 IP電話
+直収電話・CATV電話



OABJ IP電話+050 IP電話
+直収電話・CATV電話
+携帯電話・PHS

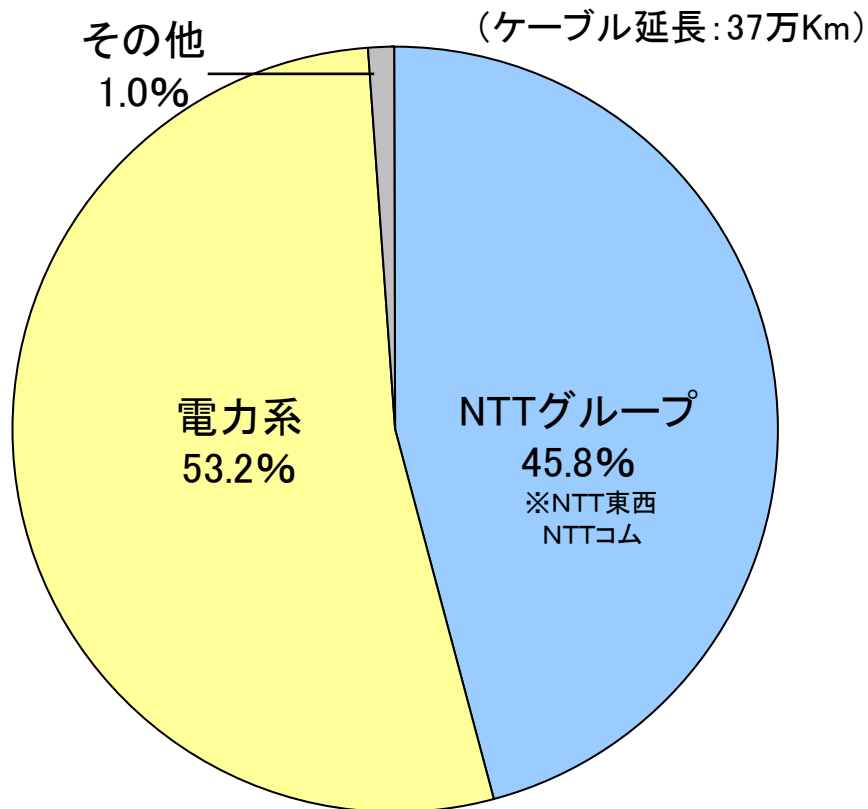


【別添4】他社の光ファイバの敷設状況

電力系事業者・CATV事業者共に、光ファイバを敷設しており、当社が設備を独占する状況にはない。

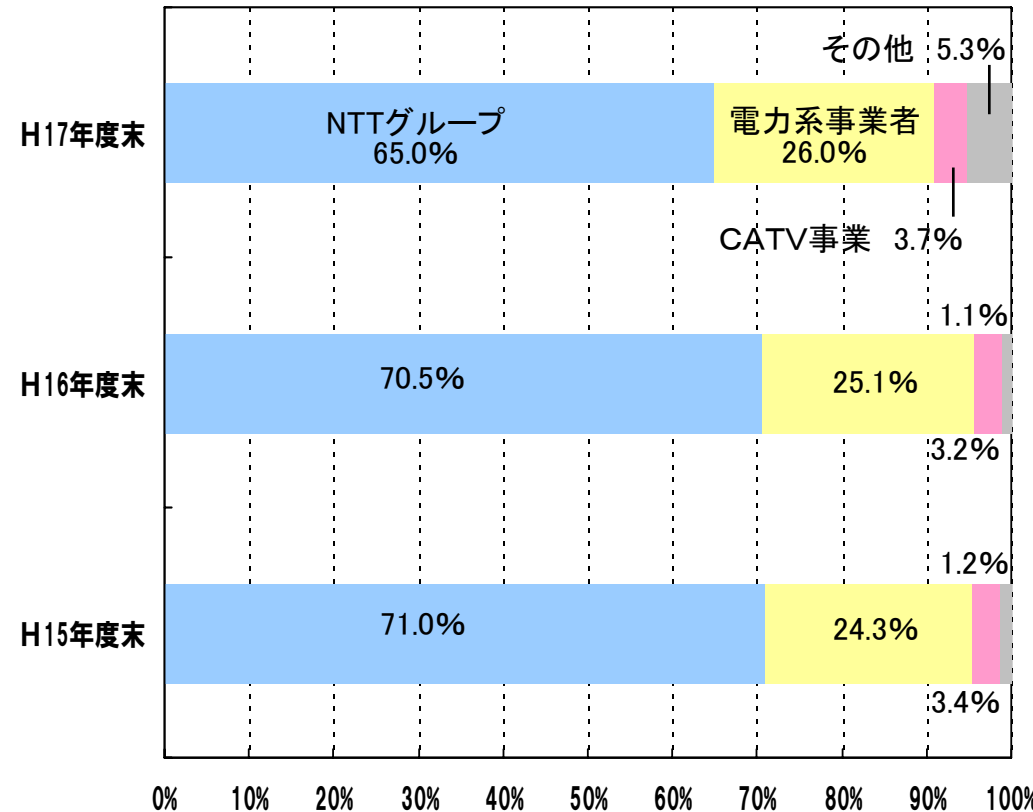
【加入光ファイバのケーブル延長シェア(H15.9末)】

※巨長×ケーブル条数



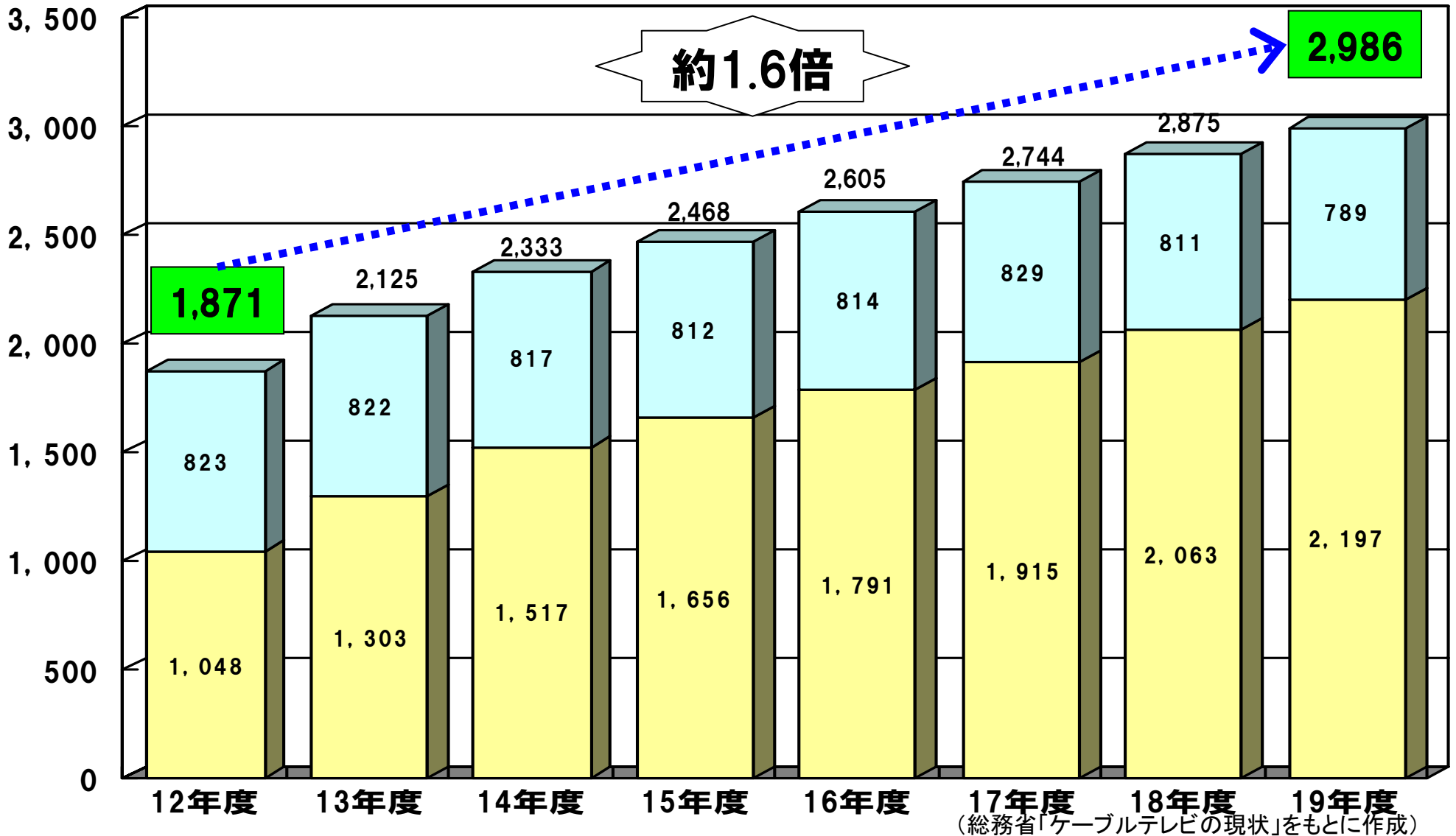
【加入光ファイバの芯線延長シェアの推移】

※ケーブル延長×光ファイバの芯線数



【別添5】 ケーブルテレビの普及状況(加入世帯数の推移)

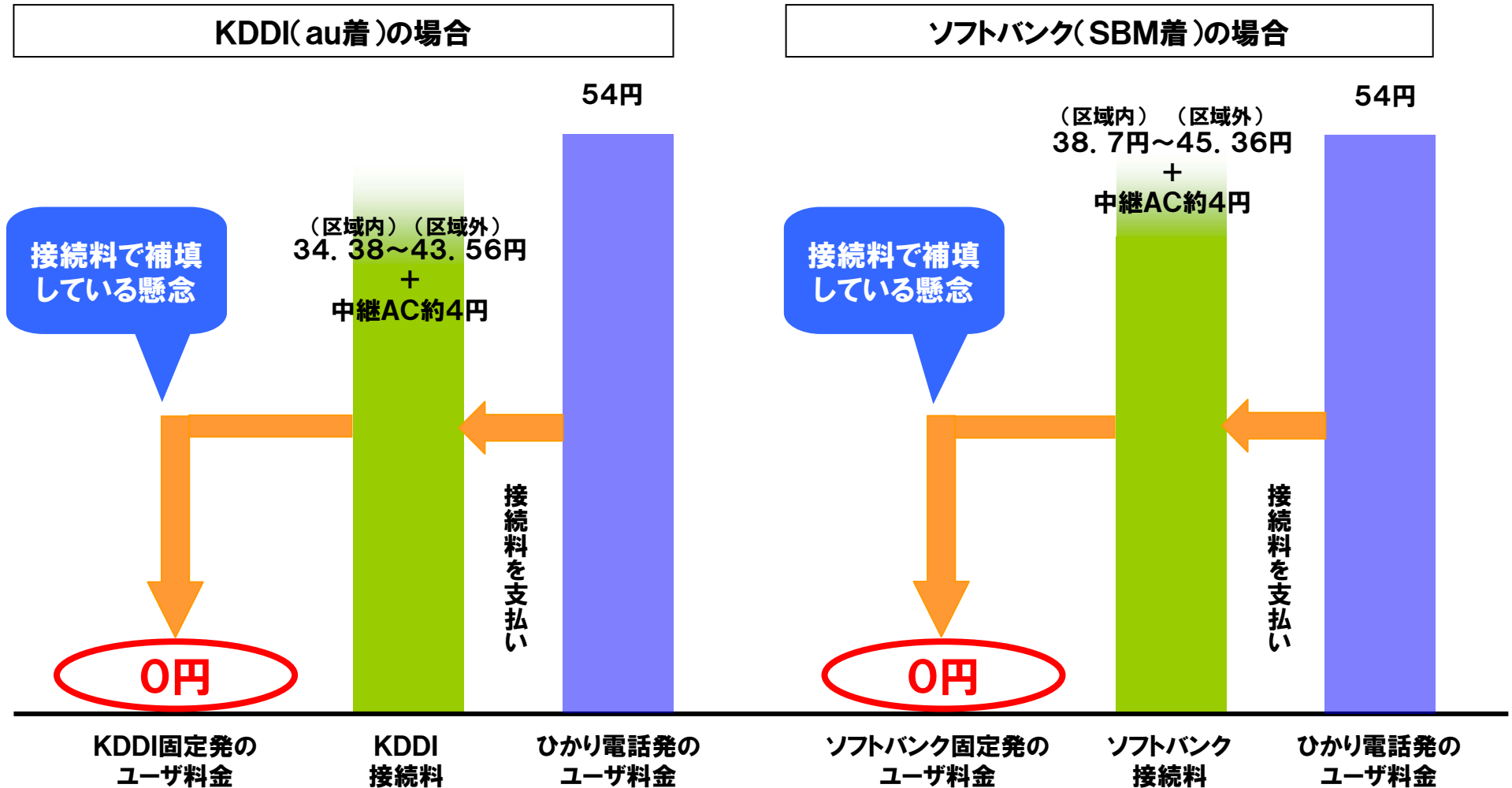
単位:万世帯



□ 自主放送を行う施設 □ 再送信のみを行う施設

【別添6】 無料サービスの赤字を接続料で補填している懸念

- 自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念がある



注1: ユーザ料金、接続料金ともに、3分換算

注2: KDDI、ソフトバンク接続料は平成19年度適用料金。

注3: KDDI固定発はメタルプラス、ソフトバンク固定発はおとくラインのユーザ料金